

令和7年度下半期  
女川町上水道事業  
業務状況報告書

令和8年5月  
女川町上下水道課

令和7年度下半期（令和7年10月1日～令和8年3月31日）の女川町上水道事業の業務状況は、次のとおりです。

## 1 事業の概況

### (1)業務に関する事項

3月31日時点における給水人口、給水量及び有収水量は、次のとおりです。

項目	令和7年度	令和6年度	増減
給水人口（人）	5,656	5,771	△113
給水量（千m <sup>3</sup> ）	1,391.38	1,254.36	137.02
有収水量（千m <sup>3</sup> ）	1,024.57	1,019.32	5.25

※各年度の3月末時点

### (2)各種工事に関する事項

令和7年度発注工事及び繰越状況は、次のとおりです。

#### ①建設工事

No.	工事名	契約額	工期等
1	県道出島線ほか送水管布設工事	80,850,000円	～R8.8.7

#### ②改良工事等

No.	工事名	契約額	工期等
1	旭が丘8号線ほか水道老朽管布設替工事	32,704,100円	完成
2	女川浄水場ろ過池修繕工事	19,690,000円	～R8.9.30
3	旭が丘地区老朽管布設替小規模簡易DB工事	42,350,000円	～R8.9.11

## 2 経理の状況

### (1)予算執行状況

#### ①収益的収入及び支出（消費税込み）

収入の主軸である給水収益は、予算額130,973,000円に対し調定額131,428,825円で100.3%の執行率となっています。

（単位：円）

科目	予算現額	執行額	差引額
第1款 水道事業収益	1,503,084,000	1,461,433,874	41,650,126
第1項 営業収益	131,003,000	131,470,425	△467,425
第2項 営業外収益	597,214,000	555,096,120	42,117,880
第3項 特別利益	774,867,000	774,867,329	△329

当期の営業費用は683,092,099円、営業外費用は10,426,807円であり、過年度決算修正に伴い特別損失は2,333,473,005円となりました。

（単位：円）

科目	予算現額	執行額	差引額
第1款 水道事業費用	3,124,707,000	3,050,195,400	74,511,600
第1項 営業費用	777,200,000	706,192,099	71,007,901
第2項 営業外費用	13,427,000	10,426,807	3,000,193
第3項 予備費	500,000	0	500,000
第4項 特別損失	2,333,580,000	2,333,576,494	3,506

※営業費用の主なものは減価償却費で、下期に一括計上したためです。

②資本的収入及び支出（消費税込み）

収入のうち出資金は、鷲神浄水場高度処理設備新設工事に関する詳細設計に対する収入です。

(単位：円)

科目	予算現額	執行額	差引額
第1款 資本的収入	256,018,000	78,180,348	177,837,652
第1項 他会計負担金	6,600,000	1,194,600	5,405,400
第2項 補助金	19,052,000	7,185,748	11,866,252
第3項 企業債	214,000,000	69,800,000	144,200,000
第4項 出資金	16,366,000	0	16,366,000

26条予算分

科目	予算現額	執行額	差引額
第1款 資本的収入	101,800,000	69,988,300	31,811,700
第1項 他会計負担金	2,700,000	1,873,300	826,700
第2項 企業債	81,600,000	53,100,000	28,500,000
第3項 出資金	17,500,000	15,015,000	15,015,000

支出の主な内容は、旭が丘老朽管布設替工事に関する支出です。

(単位：円)

科目	予算現額	執行額	差引額
第1款 資本的支出	275,551,000	91,327,069	184,223,931
第1項 建設改良費	257,379,000	73,155,820	184,223,180
第2項 企業債償還金	18,172,000	18,171,249	751

26条予算分

科目	予算現額	執行額	差引額
第1款 資本的支出	102,852,000	75,961,600	26,890,400
第1項 建設改良費	102,852,000	75,961,600	26,890,400

## (2)その他事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

令和7年7月29日に江島水道設備の通報システムから無送水警報があり、島内配水池に送水がされていない状態であることを確認しました。島内（陸上）では異常が見つからないため、江島までの海底送水管の異常（破損又は閉塞）と判断しました。

現在、応急給水作業を行いながら、仮復旧作業により通水確認や水質検査等を残して復旧は完了しています。この作業に係る費用については、令和7年8月6日の補正予算専決処分のほか、複数回補正計上しております。関連支出に対しては、一般会計から全額補助を受けております。

また、夏季のトリクロロ酢酸（消毒副産物）の基準値超え対策として、排泥量を増加させていることから、江島海底送水管の異常に伴う応急給水対応に伴い、有収率が過年度と比して低下しております。有収率の回復のためには基準値超え対策としては、高度処理設備と海底送水管仮復旧作業の早期完成が求められる状況です。